

(2026年7月9日発表)

7月17日「旧川江家住宅主屋」他3件に係る文化庁文化審議会の答申(登録有形文化財の登録)

【概要】

- ・7月17日(金)に、文化庁文化審議会が、静岡市内にある「旧川江家住宅主屋」「佐藤家住宅主屋」「旧望嶽亭主屋」「旧望嶽亭蔵座敷」の4件を含む全国163件の建造物を登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申します。
- ・登録有形文化財(建造物)は、原則として建設後50年以上経過した建物のうち、歴史的景観や優れた造形、希少な技術的価値を有するものを国が登録する制度です。
- ・今後、官報告示を経て、正式に登録されます。今回の登録により、静岡市内にある国の登録有形文化財(建造物)は、48件となる見込みです。

【対象となる建造物】

「1. 旧川江家住宅主屋」及び「2. 佐藤家住宅主屋」は、現在も居住中の個人住宅であるため、詳細な所在地の公表は控えています。

1. 旧川江家住宅主屋(葵区)

- ・大正14(1925)年建設。戦前近代洋風住宅の好例です。

登録基準:(1)国土の歴史的景観に寄与しているもの

2. 佐藤家住宅主屋(清水区)

- ・明治後期に建設。旧蒲原宿の東海道沿いに建つ旧名望家の住宅です。

登録基準:(2)造形の規範となっているもの

3. 旧望嶽亭主屋(清水区由比西倉沢84-1)

- ・江戸後期に建設。近世東海道の面影を伝える住居です。

登録基準:(1)国土の歴史的景観に寄与しているもの

4. 旧望嶽亭蔵座敷(清水区由比西倉沢84-1)

- ・明治25(1892)年建設。海浜の眺望を意図した蔵座敷です。

登録基準:(1)国土の歴史的景観に寄与しているもの

【取材について】

取材いただける場合は、所有者などと調整しますので、問い合わせ先までご連絡ください。

1、2については取材希望日の1週間前、3、4については取材希望日の3日前までにご連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

観光文化・市民局 歴史文化課(静岡庁舎16階)、担当者:高木、森山 電話054-221-1066